_					平成31年3月27日現在
No	業者名	本社所在地	指名停止期間 平成 年 月 日~平成 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
1	古俣工務店·斉藤運輸工業特定建設工事 共同企業体	福島県福島市島谷野宇扇田1番地の1	平成30年4月13日~平成30年5月12日 (福島地方環境事務所管内)	指名停止措置要領(工事) 別表(第4号 (契約違反)	福島環境再生事務所(当時)が発注し古俣工務店・斎藤運輸工業特定建設工事共同企業体が請け負った「平成28年度川俣町 汚染廃棄物対策地域における被災建物等解依撤去等工事」において、二次下請業者である合同会社クリエイションが、作業員として雇用したペトナム人技能実習生3名に対し特殊勤務手当の一部を支払わなかったにも関わらず、虚偽の賃金台帳等を提出して適正に支払ったと報告を行っていた事実が判明し、元請の管理責任が問われる契約追及であることが確認された。このことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」(「平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知別決责第4号(契約選及)に該当するため、当該業者に対して指名停止を行うものである。
2	株式会社古俣工務店	福島県福島市鳥谷野宇扇田1番地の2	平成30年4月13日~平成30年5月12日 (福島地方環境事務所管内)	指名停止措置要領(工事) 別表(第4号 (契約達反)	福島環境再生事務所(当時)が発注し古俣工務店・斎藤連輸工業特定建設工事共同企業体が請け負った「平成28年度川俣町 汚染廃棄物対策地域におしる被支強物等候(被法等工事」に おいて、二次下請業者である合同会社クリエイションが、作業員 として雇用したペトナム人技能実置生3名に対し特殊勤務手当 の一部を支払わ なかったにも関わらず、虚偽の賃金台帳等を提出して適正に支 払ったと報告を行っていた事実が判明し、元請の管理責任が問 われる契約遠反であることが確認された。このことは、当省の「 エ事請負契約等に係る指令停止等措置要領について「(「平成 13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表「第4 号(契約速反)に該当するため、当該業者に対して指名停止を 行うものである。
3	斎藤運輸工業株式会社	福島県相馬郡飯舘村臼石字町96番地の2	平成30年4月13日~平成30年5月12日 (福島地方環境事務所管内)	指名停止措置要領(工事) 別表1第4号 (契約違反)	福島環境再生事務所(当時)が発注し古俣工務店・斎藤運輸工業特定建設工事共同企業体が請付負った「平828年度川俣町 汚染廃棄物対策地域における被災建物等解放扱会工事」に おいて、二次下請業者である合同会社クリエイションが、作業員 として雇用したペトナム人技能実習生3名に対し特殊勤務手当 の一部を支払わ なかったにも関わらず、虚偽の賃金台帳等を提出して適正に支 払ったと報告を行っていた事実が判明し、元請の管理責任が問 われる契約遠反であることが確認された。このことは、当省の「 工事請負契約等に係る指令停斗精置要領についてゾ(平成 13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表「第4 号(契約遠反)に該当するため、当該業者に対して指名停止を 行うものである。
4	株式会社共友工業	宮城県仙台市宮城野区萩野町3丁目4-12 2F	平成30年4月13日~平成30年5月12日 (福島地方環境事務所管内)	指名停止措置要領(工事) 別表(第4号 (契約達反)	福島環境再生事務所(当時)が発注し古俣工務店・斎藤運輸工業特定建設工事共同企業体が循时負った「平成28年度川俣町 汚染廃棄物対策地域における被災建物等体構施会等工事」に おいて、二次下請業者である合同会社クリエイションが、作業員 として雇用したペトナム人技能実習生3名に対し特殊勤務手当 の一部を支払わ なかったにも関わらず、虚偽の賃金台帳等を提出して適正に支 払ったと報告を行っていた事実が判明し、元請の管理責任が問 われる契約違反であることが確認された。このことは、当省の「 工事請負契約等に係る指を停止等措置要領について1(平成 13年1月6日付環境金第9号大臣官房金計課長通知)別表「第4 号(契約違反)に該当するため、当該業者に対して指名停止を 行うものである。
5	合同会社クリエイション	岩手県盛岡市茶畑2丁目3-12	平成30年4月13日~平成30年5月12日 (福島地方環境事務所管内)	指名停止措置要領(工事) 別表(第4号 (契約達反)	福島環境再生事務所(当時)が発注し古俣工務店・斎藤運輸工 業特定建設工事共同企業体が護け負った「平成28年度川俣町 万泉廃棄郷効策地域における被22棟等解依撤去等工事」に おいて、二次下請業者である合同会社クリエイションが、作業員 として雇用したペナム人技能要当生3名に対し特殊勤務手当 の一部を支払わった。最後の賃金台帳等を提出して適正に支 払ったと報告を行っていた事実が判明し、元請の管理責任が問 われる契約違反であることが確認された。このことは、当省の「 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について、「(「平成 13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表「第4 号(契約違反)に該当するため、当該業者に対して指名停止を 行うものである。
6	日本道路株式会社	東京都港区新橋一丁目6番5号	平成30年5月25日~平成30年7月24日 (関東地方環境事務所)	指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反)	東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式 会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の 特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁 此)の規定:温度する行為を行っていたとして、平成の4年3月2 8日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又 は違反事実の認定を受けたため。
7	株式会社NIPPO	東京都中央区八重洲一丁目2番16号	平成30年5月25日~平成30年7月24日 (関東地方環境事務所)	指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反)	東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式 会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の 特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁 此)の規定に違反する行為を行つていたとして、平成30年3月2 8日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又 は違反事実の認定を受けたため。
8	東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木七丁目3番7号	平成30年5月25日~平成30年6月24日 (関東地方環境事務所)	指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反)	東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式 会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の 特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁 以り初規でに進反する行為を行つていたとして、平成30年3月2 8日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又 は違反事実の認定を受けたため。
9	前田道路株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番3号	平成30年5月25日~平成30年7月24日 (関東地方環境事務所)	指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法達反)	東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式 会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の 特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁 以)の規定に進反する行為を行つていたとして、平成30年3月2 8日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又 は違反事実の認定を受けたため。
10	大成ロテック株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	平成30年5月25日~平成30年9月24日 (関東地方環境事務所)	指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反)	東京船祭注の特定二層式低騒音舗装工事、東京海埠頭株式 会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の 特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引棚原の禁 止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月2 8日、公正取引委員会から排除措置命令、課徵金納付命令又 は違反事実の認定を受けたため。
11	大林道路株式会社	東京都千代田区神田猿楽町二丁目8番8号	平成30年5月25日~平成30年6月24日 (関東地方環境事務所)	指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反)	東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式 会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の 特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁 止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月2 8日、公正取引委員会から排除措置命令、課徵金納付命令又 は違反事実の認定を受けたため。

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 平成 年 月 日~平成 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
12	世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園二丁目9番3号	平成30年5月25日~平成30年6月24日 (関東地方環境事務所)	指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反)	東京都発注の特定ニ層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式 会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の 特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁 は)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月2 8日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又 は違反事実の認定を受けたため。
13	鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽一丁目7番27号	平成30年5月25日~平成30年6月24日 (関東地方環境事務所)	指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反)	東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京湾埠頭株式 会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の 特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁 此)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月 8日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又 は違反事実の認定を受けたため。
14	福田道路株式会社	新潟市中央区川岸町一丁目53番地1	平成30年5月25日~平成30年7月24日 (関東地方環境事務所)	指名停止措置要領(工事) 別表2第5号 (独占禁止法違反)	東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京海埠頭株式 会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の 特定舗装工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁 地)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成3の年3月2 8日、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又 は違反事案の認定を受けたため。
15	株式会社田中工業	埼玉県比企郡鳩山町赤沼447番地	平成30年6月18日~平成30年7月17日 (関東地方環境事務所管轄地域)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社田中工業及び元代表取締役が、取引先に依頼して虚 偽の請求書を作成してもらい、架空の外注費を計上する手口で 法人税を脱税したとして、平成30年4月20日、法人税法違反 の罪でさいたま地方検察庁から起訴されたため。
16	株式会社フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2	平成30年7月12日~平成30年8月11日 (福島地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不該実な行為)	公正取引委員会が、東北農政局は発注した土木一式工事にお いて、独占禁止法第 19条(不公正な取引の禁止)の規定に 違反する行為を行っていたとして、平成30年 6月14日株式会 社プジタに対し同法第20条第2項の規定に基づく排除措置命令 を行ったため。
17	株式会社エム・テック	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目7-2	平成30年7月30日~平成30年8月29日 (関東地方環境事務所管轄地域)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社エム・テック及び同社使用人が、東京都発注の工事に おいて、京浜港長の許可を受けずに港内で工事を行った期間 があったとして、平成30年3月14日、港則法違反の罪で東京 地方検察庁から起訴されたため。
18	株式会社神戸製鋼所	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通2-2-4	平成30年9月18日~平成30年10月17日 (関東地方環境事務所管轄地域)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 指名停止等措置要領(物品) 別表2第14号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社神戸製鋼所が、品質データの改ざんを行っていたとして、平成30年7月19日、不正競争防止法違反(虚偽表示)の罪で東京地方検察庁から起訴されたため。
19	株式会社高島屋	大阪府大阪市中央区難波5-1-5	平成30年10月10日~平成30年11月9日 (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	株式会社高島屋が、全日本空輪株式会社が発注する制服の入 札参加者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年7月12 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を 受けたため。
20	株式会社そごう・西武	東京都千代田区二番町5-25	平成30年10月10日~平成30年11月9日 (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	株式会社そごう・西武が、全日本空輸株式会社が発注する制服の入札参加者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年7月12日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
21	株式会社名鉄百貨店	愛知県名古屋市中村区名駅1-2-1	平成30年10月10日~平成30年12月9日 (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	株式会社名鉄百貨店が、全日本空輸株式会社が発注する制服の入札参加者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年7月12日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
22	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田3-1-3	平成30年10月10日~平成30年11月9日 (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第5号 (独占禁止法違反行為)	伊藤忠商事株式会社が、全日本空輸株式会社が発注する制服の入札参加者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年7月12日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
23	株式会社カザケン	岡山県倉敷市真備町箭田862-12	平成30年12月14日~平成30年12月27日 (中国四国地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第8号 (安全管理措置の不適切により 生じた工事関係者事故)	株式会社カザケンが、元請受注し、有限会社錦秀建設が一次 下請として施工した。米軍岩国基地の工事現場において、平成 29年7月3日に、作業員が配水管理設工事中にパランスを崩し たパワーショベルと支柱にはさまれ死亡る事故が発生した。 岩国区検察庁は平成30年10月15日に株式会社カザケンの現場 代理人と有限会社錦秀建設の現場責任者を業務上過失致死と 労働安全衛生法違反容疑 岩国簡易裁判所に略式起訴し、平成30年10月26日に岩国簡易 裁判所は略式命令を出したため。
24	日本エレクトロニツクシステムズ株式会社	大阪府大阪市淀川区西中島5-5-15	平成31年2月15日~平成31年2月28日 (中国四国地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第8号 (安全管理措置の不適切により 生じた工事関係者事故)	日本エレクトロニツクシステムズ株式会社が元方事業者として 施工していた広島県広島市南区黄金山町の電波送售所解体工 事現場において、平成29年10月30日に、解体予定の鉄筋コンク リート造2階達ビルの屋上から、下請け業者に派遣されていた 労働者が転落し死亡する事故が発生した。これにより、平成30 年12月3日までに広島区検察庁は、同社及び同社の副現場責 任者を労働安全衛生法違反罪で略式起訴したため。
25	山口建設株式会社	山口県山口市大内御堀3954	平成31年3月6日~平成31年4月5日 (中国四国地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	山口建設株式会社が代表者である共同企業体が元請として施工していた山口市発注「新山口駅北口駅前広場施設整備工事(4工区)」において、平成29年12月12日、足場の変更の作業中に、下請負業者の労働者が高さ約3.8メートルの足場上から床面に墜落し、休業約1ヶ月を要する怪我を負う労働災害が発生した。当該業者の現場代理人は、平成20年1月26日、山口労働基準監督書の労働基準監督官が臨場検査を実施した際、労働基準監督書からの質問に対し、当該業者の施工する工事現場内で労働災害は発生していない旨の虚偽の陳述をした、労働大事監督書の臨場検査で建偽の陳述をしたことが労働安全衛生法建反となるとして平成30年11月28日に山口建設株式会社と当該業者の現場代理人は労働安全衛生法違反の容疑で山口区検察庁から略式起訴されたことによる。

1	o 業者名	本社所在地	指名停止期間 平成 年 月 日~平成 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
2	6 有限会社 浪江電設	福島県双葉郡浪江町大字小野田字下川41番地	平成31年3月27日~平成31年6月4日 (東北地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第13号 (建設業法違反行為)	有限会社浪江電設は福島県内における公共工事において、特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず建設業法第3条 第1項第2号の致令で定める金額以上の下時契約を締乱、このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして同法第28条第1項第6号に該当するとして同法第28条第1項1基分き、平成31年2月5日に福島県知事から7日間の営業停止処分を受けた。 また他の公共工事において技術者の専任を要する工事であるにもかかわらず、技術者を専任としなかったこと同法第20条第3項に基づき同日に指示処分を受けた。このことは、当会の工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について』(平成13年1月6日付環境金第9号大臣官房会計課長通知)別条2第13号建設業法違反)に該当するため、当該業者に対して指名停止を行うものである。